

町内の中小企業・小規模事業者・個人事業主の
事業承継を応援します！

津南町事業承継 支援事業補助金

申請
期間

2025年

4月1日（火）から12月26日（金）まで

町内事業者の高齢化などにより事業継続が困難になってきている、後継者がいないなどの課題を抱えている町内中小事業者への支援策として、事業承継後の円滑な事業展開を含め、事業承継に係る初期準備費用等の負担を軽減させるため、既存事業を引き継いだ者に対し補助金を交付し、当町における事業承継の拡大を図り、地域産業を維持し、地域経済の活性化を図ることを目指します。

補助金上限

50万円

補助対象経費
の2分の1



津南町観光地域づくり課

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

TEL: 025-765-5454

FAX: 025-765-4625

申込方法

町ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記載の上、観光地域づくり課へご提出ください。



補助対象者

- ①町内に主たる事業所を有する中小企業者及び小規模事業者における代表者又は個人事業主の3親等以内の親族以外で事業承継した者。ただし事業承継を前提に雇用された者以外による従業員への承継は除くものとする。
- ②津南町が開設する「二ホン継業バンク」及び新潟県事業承継・引継ぎ支援センターが運営する「後継者バンク」により事業承継をした者。

※二ホン継業バンクとは？

事業者の高齢化などにより事業継続が困難になってきている、後継者がいないなどの課題を抱えている町内中小事業者への支援策として、民間事業者が提供する事業承継プラットフォーム「二ホン継業バンク」を町が開設し、オープンネームによる継業マッチングに取り組むものです。



補助要件 ※下記 (1) 共通要件の全て及び (2) 個別案件を持たすこと

(1) 共通要件

- ア 申請日から起算し、1年前までに事業承継を完了していること。
- イ 事業承継前に従事していた従業員のうち、継続して勤務を希望する者全員を雇用すること。
- ウ 事業承継前に使用していた不動産物件や設備の引継ぎ、売買及び事業の一部だけの承継でないこと。
- エ 承継する事業が支店扱い又は、個人事業の法人化でないこと。
- オ 事業承継後3年以上継続して事業を営むこと。
- カ 承継する事業が社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、組合及び農業でないこと。
- キ 事業承継にあたり、中小企業等経営強化法第31条第1項に基づく認定経営革新等支援機関又は、新潟県事業承継・引継ぎ支援センターに相談していること。
- ク 補助対象者が本申請以前に別の事業承継に係る当該補助を受けていないこと。
- ケ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 個別要件

- ア 承継する事業が商工業の場合は、津南町商工会の会員に登録すること。
- イ 許認可等を必要とする事業を承継する場合は、法令順守の下その許認可等を全て受けていること。
- ウ 法人の事業承継の場合は、補助対象者が法人の代表に就任する登記を完了させていること。
- エ 個人の事業承継の場合は、承継元の廃業届及び継承者の開業届の受理がされていること、又はそれに準ずる手続きがされていること。

補助対象経費 ※詳しくは町ホームページをご確認ください

- ①事業承継にあたり、円滑な経営統合等に必要な取組に要する経費
- ②承継した町内に設置されている事務所等施設の改修、撤去に関する経費
- ③事業に必要な機械装置、設備、備品等の購入に係る経費
- ④新規事業開発、新商品開発に係る経費